

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																				
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)	別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)																				
第 1 [略]	第 1～第 3 [略]																				
第 4 鋼橋製作架設工事	第 4 鋼橋製作架設工事																				
1～2 [略]	1～2 [略]																				
3 請負工事費の積算	3 請負工事費の積算																				
3-1 [略]	3-1 [略]																				
3-2 架設工事原価	3-2 架設工事原価																				
(1) [略]	(1) [略]																				
(2) 間接工事費	(2) 間接工事費																				
ア 共通仮設費	ア 共通仮設費																				
<u>共通仮設費は、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。</u> <u>当該費用＝対象金額×共通仮設費率</u> <u>対象金額＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官貸額＋準備費に含まれる処分費</u>	<u>共通仮設費は、実情に応じた率を計上する。</u>																				
<u>(ア) 率計算による算定</u> <u>率計算による算定方法は、下表に定める工種の共通仮設費率を用い、次式により算定する。</u>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象金額</th> <th style="text-align: center;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">600万円を超え10億円以下</th> <th style="text-align: center;">10億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">適用区分</td> <td style="text-align: center;">下記の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td style="text-align: center;">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工種区分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">a</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鋼 橋 架 設 工 事</td> <td style="text-align: center;">38.36%</td> <td style="text-align: center;">10,668.4</td> <td style="text-align: center;">-0.3606</td> <td style="text-align: center;">6.06%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分		a	b		鋼 橋 架 設 工 事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%	
対象金額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																	
適用区分	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																	
工種区分		a	b																		
鋼 橋 架 設 工 事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%																	
<u>[算定式]</u> <u>$Y = a \cdot X^b$</u> <u>ただし、Y：共通仮設費率（％）</u> <u>X：対象金額（円）</u> <u>a、b：変数値</u> <u>（注）Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</u>																					
<u>(イ) 共通仮設費率の補正</u>																					

施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、第3 施設機械設備工事 3-2 据付工事原価(2) 間接工事費 ア共通仮設費(キ) 地域補正の適用における適用条件に該当する場合、上表の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

イ 現場管理費

現場管理費は、所定の率計算により求めた現場管理費率で次式により算定する。

現場管理費=対象金額×現場管理費率

対象金額=純工事費(直接工事費+共通仮設費)+支給品費+官貸額

(ア) 現場管理費率

工種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
鋼橋架設工事		48.24%	303.1	-0.1166	27.05%

[算定式]

$Y = a \cdot X^b$

Y:現場管理費率(%)

X:対象金額(円)

a、b:変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) 現場管理費率の補正

施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、第3 施設機械設備工事 3-2 据付工事原価(2) 間接工事費 イ現場管理費(キ) 地域補正の適用における適用条件に該当する場合、上表の現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。

3-3~3-9 [略]

第5 [略]

イ 現場管理費

現場管理費は、実情に応じた率を計上する。

3-3~3-9 [略]

第5 [略]